

# 奈良県立桜井高等学校同窓会会則

第1条 本会は奈良県立桜井高等学校同窓会と称する。

第2条 本会の事務所は奈良県立桜井高等学校内に置く。

第3条 本会は会員相互の親和協力を図り、併せて母校の発展に寄与し社会に貢献することを目的とする。

第4条 本会は次の資格をそなえたもので組織する。

1. 会員・奈良県立桜井高等女学校卒業生（藤桜会員）
  - ・奈良県立桜井高等学校卒業生
  - ・同校専攻科修了生で入会を希望するもの。
  - ・かつて、奈良県立桜井高等女学校・奈良県立桜井高等学校に在籍し、入会を希望するもので理事会で承認されたもの。
2. 客員・奈良県立桜井高等女学校・奈良県立桜井高等学校現旧職員

第5条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員名簿の管理
2. 同窓会文庫の充実
3. その他理事会において必要と認めた事業
4. 前項のうち事業によっては藤桜の名をもって行うことができる。

第6条 本会に次の役員を置く。

- |                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 1. 会 長・・・1 名       | } | 理事会において理事中より互選し総会の承認をえる。                   |
| 2. 副会長・・・若干名       |   |  |
| 3. 理 事・・・若干名       |   | 幹事会において会員中より選出されたもの、及び在校同窓職員全員とし、総会の承認をえる。 |
| 4. 幹 事・・・若干名       |   | 各卒業年次ごとに選出する。                              |
| 5. 会 計・・・2 名       |   | 理事会において理事中より互選する。                          |
| 6. 監 査・・・2 名       |   | 理事と同じ方法で選出する。ただし理事を兼ねることはできない。             |
| 7. 役員              |   | の任期は2カ年とし重任を妨げない。ただし、在校理事はこの限りにあらず。        |
| 8. 本会              |   | には顧問を置くことができる。                             |
| 9. 会長、副会長、会計、監査、顧問 |   | を本部役員とする。                                  |

第7条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は本会の運営事項を協議決定し会務を分担する。
4. 幹事は理事および監査を選出し会務を分担する。
5. 会計は予算・決算その他会計に関する事項を分担する。
6. 監査は会計の監査をする。
7. 顧問は会の運営について会長および理事会の諮問に応ずる。

第8条 本会は次の会議を行う。

1. 総会は毎年4月29日に開催する。
2. 理事会は会長が必要と認めたときおよびその3分の1以上から協議事項を示し、要求があったときこれを開催する。
3. 本部役員が必要と認めた場合は、理事会の議決をもって総会の議決に代えることができる。

第9条 本会の経費は会費・寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

1. 会員は会費6,000円（入会金、終身会費）を入会と同時に納める。
2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
3. 本会の会計は監査を受けたいうえで総会に報告する。

第10条 本会は必要に応じて支部を設けることができる。

1. 支部は本会の目的に反しない範囲で事業を行うことができる。
2. 支部の行う事項については直ちに会長に報告しなければならない。

第11条 この会則の変更は理事会の決議を経て総会の承認を求めなければならない。

第12条 この会則は昭和50年4月29日より施行する。

附則、この会則は平成8年4月29日改正

附則、この会則は平成15年4月29日改正

附則、この会則は令和3年5月24日改正

